

B	走行距離大	① 自家用自動車(別表第6適用車) : 10,000 km以上/6か月、走行する場合 ② 事業用自動車(別表第3適用車) : 10,000 km以上/1か月、走行する場合 ③ 二輪自動車(別表第7適用車) : 3,000 km以上/6か月、走行する場合
C	山道、登降坂路	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・登り下りの走行が多く、ブレーキ使用回数が多い場合
D	短距離走行の繰返し	1回の走行距離が8 km以下の場合
E	低速走行の繰返し	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・20 km/h以下の走行が多い場合
F	高地走行が多い	走行距離の30%以上が次の条件に該当する場合 ・高度2,000 m以上の走行が多い場合
G	長時間アイドリング (ディーゼル車を除く)	1回の運転で走行頻度に対しアイドリング時間が長い場合 ・(目安)1日のアイドリングでの累計時間が2時間程度

上記例のように、メーカーが指定した一定条件(二輪自動車は条件A～Cを適用)に該当した場合、シビアコンディションとなり、指示された点検や部品の交換を実施する必要がある。

### (3) リコール車対策の取扱い

リコール車対策について、対策済又は非該当の場合においては、記録簿の「リコール車対策(対策済・非該当)」欄の「対策済」又は「非該当」のいずれか該当する方を○で囲む。

なお、リコールの該当車両で、リコール対策が未実施の場合については、「リコール車対策(対策済・非該当)」欄のいずれにも該当しないため未記入とする。

### (4) NR装置の有無の確認

- ① 大型トラクタの場合、速度制限装置(NR装置)の装着の有無を確認し、装着されている場合には、「NR装置(有・無)」欄の「有」を○で囲む。
- ② 大型トラクタで速度制限装置(NR装置)が装着された車両については、「速度制限装置の機能確認等に係る細部取扱いについて」により機能確認を行い、様式1「NR装置の機能確認検査表」により検査結果を記録し、検査の日から1年間保存する。

### 【例】事業用自動車等(別表第3)及び自家用貨物車等(別表第5)

(依頼事項)			(備考) NS NR装置(有・無)	リコール車対策(対策済・非該当)	保安基準適合証及び同標章の番号	自動車検査証有効期限	受入点検実施者の氏名						
<table border="1"> <tr> <td>管理責任者</td> <td>代</td> <td>主任技術者</td> </tr> <tr> <td>理</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>			管理責任者	代	主任技術者	理				ダンプ車荷箱内寸法及び積載量計算式		令和 年 月 日	検査員・その他
			管理責任者	代	主任技術者								
			理										
			長さ × 幅 × 高さ	保安基準適合標章の交付	受入点検の年月日	整備実施者							
容積 m <sup>3</sup>	有・無	令和 年 月 日											
最大積載量	制限保安基準適合証の番号	整備完了(検査)の年月日	自動車検査員の氏名										
＝	さし枠、取付金具及びシールド止め等過積載防止要件確認済	令和 年 月 日											

NR装置無しのため未記入

リコール対策が未実施の場合については未記入